

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性的少数者をはじめ、性の多様性への理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者が、一方又は双方の子（実子又は養子をいう。）を含め、家族として協力し合う関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ・ファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。
- (5) 申告 本市への転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定書を締結した他の地方公共団体（以下「連携地方公共団体」という。）において、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用していた者が、当該事実及びパートナーシップ・ファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓及び申告の要件)

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップ関係にある双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップ関係にある双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が宣誓の日（以下「宣誓日」という。）若しくは申告の日（以下「申告日」という。）から3月以内に市内に転入予定であること。
- (3) パートナーシップ関係にある双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。）がいないこと。

- (4) 他の者とパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができない者でないこと。
ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く。
- (6) ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする者にあつては、一方又は双方とファミリーシップ対象者との生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第 4 条 宣誓しようとする者は、職員の面前において自ら記入した半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第 1 号様式。以下「宣誓書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 宣誓しようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓日前 3 月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことが確認できる書類（宣誓日前 3 月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップ関係にあることを宣誓する場合は、ファミリーシップ対象者との関係を
確認することができる書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市外に在住するもの者であつて半田市内への転入を予定している者は、その事実が確認できる書類の提出をもって前項第 1 号に規定する書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに前項第 1 号の書類を提出しなければならない。

5 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行うものとする。

6 宣誓しようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない場合は、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(申告の方法)

第 4 条の 2 申告しようとする者は、職員の面前において自ら記入した半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（第 1 号様式の 2。以下「申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 転入前に連携地方公共団体から交付を受けた第 7 条の規定により交付される書

類に類する書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日前3か月以内に発行されたものに限る。）

2 前条第2項から第6項までの規定は、申告について準用する。この場合において、同条中「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の規定により申告をした者について、申告日又は市内への転入をした日に宣誓をしたものとみなすことができる。この場合において、市長は、第7条から第11条までの規定の適用に関し、宣誓書の提出があったものとして取り扱うものとする。

（本人確認等）

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証又は登録証明書

（通称名の使用）

第6条 宣誓しようとする者は、宣誓書において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示するものとする。

（証明書等の交付）

第7条 市長は、宣誓書の提出があったときは、宣誓の要件を審査し、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（第2号様式）及び半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式）（以下「証明書等」という。）を、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときには、通称名と共に戸籍に記載されてい

る氏名を証明書等に記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第8条 証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損その他市長が認める事情により証明書等の再交付を希望するときは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書(第4号様式)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書等を再交付するものとする

(宣誓書記載事項変更の申出)

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届(第5号様式。以下「内容変更届」という。)を交付済みの証明書等とともに市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。
- (2) 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき。
- (3) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- (4) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。
- (5) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類
- (2) 前項第2号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し
- (3) 前項第5号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 市長は、内容変更届の提出があったときは、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)に証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ関係を解消したとき。
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 宣誓書を提出した時点において、証明書等の交付を受けた者のいずれか又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 市長は、前項第1号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方から返還届の提出があった場合は、返還届を受領した後、もう一方の宣誓者に対し、証明書等の返還を求めるものとする。

(連携地方公共団体の長等を経由する返還)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、本市から連携地方公共団体へ転出し、申告に類する手続をもって当該連携地方公共団体のパートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用しようとする者は、当該連携地方公共団体が定めるところにより、当該連携地方公共団体の長等を経由して受領証等を市長に返還することができる。この場合において、市長への受領証等の返還は、当該手続により連携地方公共団体の長等に受領証等が提出されたときになされたものとみなす。

(無効となる宣誓)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とし、証明書等の返還を求めるものとする。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第4項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

（宛先）半田市長

私たちは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣誓し、署名します。

年 月 日

宣 誓 者		
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな 通称名 <small>※使用する方のみ</small>		
住 所		

フ ァ ミ リ ー シ ッ プ 対 象 者		
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
代 筆 者		
署 名		

※子どもも含めてファミリーシップ関係にあることを宣誓する場合は、記入してください

※15歳に達した方は本人の自署であることが必要です

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

宣 誓 者	
氏 名	
連絡先	
<p>宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 双方とも民法第 4 条に規定する成年に達していること</p> <p><input type="checkbox"/> 互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係であること</p> <p><input type="checkbox"/> 双方が半田市民または一方が半田市民で、もう一方が 3 ヶ月以内に半田市へ転入予定であること 転入予定者： _____ 転入予定日： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 双方に配偶者がいないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 双方が互いに近親者でないこと（民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができない者でないこと）</p>	

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書

（宛先）半田市長

私たちは、半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、転入元の地方公共団体においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用していたこと及び同要綱の規定を遵守することを申告します。また、今後、現況を確認するため、市長が住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、調査することに同意します。

年 月 日

申 告 者		
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな 通称名 <small>※使用する方のみ</small>		
住 所		

フ ァ ミ リ ー シ ッ プ 対 象 者		
ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
代 筆 者		
署 名		

※子どもも含めてファミリーシップ関係にあることを宣誓する場合は、記入してください。

※15歳に達した方は本人の自署であることが必要です。

確認事項（同意する場合は、□にレ印を付けてください。）

本申告書に基づき、転出元の締結自治体へこの申告の内容を通知すること及び本申告書の写し、受領証等の原本を送付することに同意します。また、本市が転出元の締結自治体から宣誓時等の関係書類の写しの提供を受けることに同意します。



第 号

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書

様
(年 月 日生)

様
(年 月 日生)

宣誓日 _____ 年 月 日

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき
提出されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

半田市長

印

【特記事項】

戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)、同居する未成年の子の氏名等

注意事項

- 1 この宣誓書受領証明書は、半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従ってお取り扱いください。
- 2 次の場合は宣誓書受領証明書および受領証明カードを返還してください。
 - ①パートナーシップ関係を解消したとき。
 - ②宣誓者のいずれかが死亡したとき。
 - ③宣誓者のいずれかが市外に転出したとき。
 - ④宣誓の要件に該当しなくなったとき。

この宣誓書受領証明書の提示を受けた方へ

本市では、性の多様性への理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。

この受領証明書は、互いを人生のパートナーおよび家族として、日常生活において協力し合うことを約束した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」を半田市が受領したことを証明するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この受領証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届

（宛先）半田市長

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下のとおり、変更があったことを届け出ます。

年 月 日

届出者	
ふりがな	
氏名	
住所	
電話番号	

宣誓者		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

変更事項			
氏名	変更前		
	変更後		
通称名	変更前		
	変更後		

住 所	変更前		
	変更後		
ファミリーシ ップ対象者の 削除	子の 氏名		
ファミリーシ ップ対象者の 追加	子の 氏名		
その他	変更前		
	変更後		

※届出者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

- ・変更内容がわかる書類（戸籍抄本、住民票の写し など）
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書および証明カード

半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届

（宛先）半田市長

半田市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下のとおり、半田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等を返還します。

年 月 日

届出者	
ふりがな	
氏名	
住所	
電話番号	

宣誓者		
ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

返還理由	
理由	<input type="checkbox"/> パートナーシップ関係の解消 <input type="checkbox"/> 宣誓者のいずれかが死亡 <input type="checkbox"/> 宣誓者のいずれかが市外へ転出 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※届出者の本人確認書類を提示してください。

【添付書類】

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書および証明カード